議　　事　　録

第２２回多久市農業委員会定例会

1　日　時　　令和７年４月２日（水）　　９：００～１０：００

2　場　所　　第三委員会室

3　出席委員

１番　野方 信良	２番 百崎 善夫
３番　北島 正章	４番 永渕 晴彦
５番　北島 繁安	
７番　平山 一信	８番 白仁田 和幸
９番　山田 俊哉	１０番 曲渕 啓子
１１番　釘崎 正弘	１２番 田中 英行

4　欠席委員

６番　陣内 敬

5　議事日程

・第６２号議案　農地法第３条による許可申請について
・第６３号議案　農地法第５条による許可申請について
・第６４号議案　多久市農用地利用集積等促進計画（案）について

6　事務局

局　長　松永 直
次　長　藤瀬 英樹
係　長　平野 恵美子

（議長）　永渕会長

議事録署名委員の指名を行います。
１番 野方委員、２番 百崎委員を指名いたします。

（永渕会長）
　それでは議事に入ります。

（永渕会長）
　第６２号議案 農地法第３条による許可申請について事務局から議案の説明をお願いします。
（松永課長　朗読と説明）

（永渕会長）
　議員のみなさまから何か質問はありませんか。

（山田委員）
　一番はなぜこんなに売買単価が安いのか

（平野係長）
　無償でという話からスタートして、安く決められた。
今までも小作契約をされていて、お世話になっている。今後もお願いしたいという気持ちを込めての単価とのこと。

（永渕会長）
　ここについては、地主さんも体の調子が悪いし、農業ができる状態ではないので無償でもいいのでもらってくれる人はいないだろうかという話だった。しかし無償というわけにもいかないことでこの値段になったと聞いている。

（永渕会長）
　他はありませんか（特になし）

（永渕会長）

それでは、第６２号議案 農地法第３条による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（全員挙手）

全員賛成ですので、第６２号議案 農地法第３条による許可申請につきましては原案のとおり決定いたしました。

（永渕会長）
第６３号議案 農地法第５条による許可申請について事務局から議案の説明をお願いします。
（局長　朗読と説明）
（地区担当委員　補足説明）

（永渕会長）
みなさまの中から質問はございませんか。

（山田委員）
申請番号１番の第３種農地は生産組合長の承諾はいらないのか。それと申請番号３番は議案書と図面では地番が異なっている。どちらが本当なのか。

（藤瀬次長）
後々問題にならないようにするために承諾を取っている。今回は住宅地の真ん中にあったので承諾を取っていない。
申請番号３番の地番については、議案書の地番が正しい。

（永渕会長）
生産組合長の承諾書は県の会議の中では絶対もらわないといけないものではない。他に問題がないようにということで昔からそうなっている。
区長や生産組合長が承知することでの承諾書であって、許可を下すわけではない。承諾書があれば地区もまとまって、通りやすいというだけ。全国的にも貰わなくて良いとなっている。承諾書有りとなっているものもあるが、形式上と受け取っておいてください。

（山田委員）
ただやはり農地を転用するとなると水路や周囲にも関係するから、慣例だけどもらったほうがいいのでは。

（永渕会長）
それからここは売買となっているが、売買単価は分かるか。

（藤瀬次長）
　売買単価は分からない。

（永渕会長）
　他に質問もないようですので、第６３号議案 農地法第５条による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

　全員賛成ですので、第６３号議案につきましては本委員会で許可相当の意見として県に進達することに決定いたしました。

（永渕会長）
　次に第６４号議案 多久市農用地利用集積等促進計画（案）について、申請番号４１番につきましては、A 委員が利用権を設定するものとなっている事案ですので、農業委員会法第３１条 議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後入室・着席をいたします。

（永渕会長）
　第６４号議案の申請番号４１番について事務局から説明をお願いします。
（局長　朗読と説明）

（永渕会長）
　４１番について何か質問はありませんか。

（釘崎委員）
　４１番の住所は多久原ではないのですか。

（平野係長）
議案書に記入されている住所は間違いで、多久原が正しいです。

（永渕会長）
　他ありませんか(特になし)

（永渕会長）
　では第６４号議案のうち、申請番号４１番について賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成ですので、第６４号議案のうち、申請番号４１番については原案のとおり決定しました。

（永渕会長）
　申請番号４１番以外の説明を事務局よろしくお願いします。
（局長　朗読と説明）

（永渕会長）
　議員のみなさまから何か質問はありませんか。

（白仁田委員）
　前回までは複雑に農業公社を通すとのことが書いてあったが、今回は無いのでもう書かないようになったのか。

（藤瀬次長）
　これまでの様式は任意で作成したもの。全て公社に変わったので様式を変更した。
　行政区を入れるとなるとひと手間かかる。様式Ｃの農地中間管理業務システム入力表というのが公社のほうとやり取りの帳票。
これを加工した形で利用していきたいと思っている。公社通しにすべて変わるのでこのタイミングで様式も変えてはいかがかという提案。このことについても意見をお願いします。

（永渕会長）
　見方が大きく変わるので違和感があると思うが、システムの変更についてみなさまのご意見を。

（山田委員）
　様式は慣れるからいいけれど、事務局もこちらのほうがいいのですよね。

（局長）
　少し補足しますが、４月から基盤強化促進法が開始されて農業公社を介して契約をしていくというのがスタートしています。農業公社を通すけど、結局貸し手と借り手は一緒ですので、このような形でさせていただいています。

（藤瀬次長）
　ご意見あれば検討させていただきたい。なるべく委員さんたちに見やすく判断しやすい資料にしたい。

（山田委員）
　多久だから小城だからということはないけれど、多久の人から小城の人が作るようになったと思っていたが、今後は思われない。出す書類にはいらないか。

（藤瀬次長）
　公社とのやりとりでは全く入ってこない。こちらで調べて入れている。

（永渕会長）
　現場の委員たちからしたら、そこら辺の情報を入れておいたほうがいいのではないかということ。ここには書かないが知っておいたほうがいいのではないか。

（永渕会長）
　他にありますか。

（白仁田委員）
　見慣れているということもありますが、以前のものが見やすい。出し手と受け手が両方にあるので欄が違ったりして、ちょっと検討には向かない。

（山田委員）
　同じ欄に括弧で行政区を入れるのはどうか

（局長）
　ご意見伺って、行政区等を入れると前と作業的には変わらなくなるので、それなら前のほうを使いましょうとなる。

（永渕会長）
　他にありませんか。

（北島（正）委員）
　中間管理を通す契約では、契約年数は３年からしかダメなのか。１年や２年ではだめなのか。

（藤瀬次長）

公社は原則３・５・１０年等の長いスパンでのお願いをしている。認めていないわけではないが、原則はそちらという意向。私たちもなるべくそうしてくださいと言わざるを得ない。

（平野係長）
１年か２年で受け取ってそれを公社に出したら３年でということで戻された。

（局長）
農業委員会の趣旨としては耕作者を守るためで長期間お願いしますというもの。農地を耕作したいが、地主からしないで返せと言われたら安定的に機械等の購入もできないので、なるべく大きな土地を集積して借りることができたら農業契約も立てやすいという耕作者の目線で長期契約をしてくださいという立場。

（山田委員）
目標で設定しているから長期がいい人もいるだろうが、寿命なんてわからないから、そういうことを考える人もいる。

（局長）
１年でしたい人もいるだろうが、法の趣旨や農業公社の趣旨は耕作者を守り、安定的に耕作していただく地盤を作るために長期契約をお願いしますというもの。

（藤瀬次長）
原則という書き方をされているが、納所のようにブロックを組まれているところは１年を認めるということもあるので、ちゃんとした理由があると特例的にということもある。

（局長）
原則と言いつつ他を認めないので声を上げていくしかない。

（永渕会長）
第６４号議案について賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成ですので、第６４号議案については原案のとおり決定しました。

以上で議事は終わりました。

報告事項
・農地の賃貸借契約解約届について
・あっせんの申出書について
・農地法第３条の３第１項の規定による届出書について
・多久市大字別賃借料実績情報について

その他

次回定例会日程について

令和７年５月２日（金）１６：００～　第三委員会室

上記のとおり会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

会　　長

１番委員

２番委員